

政令第
号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第
四十九号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、自然界に存する熱（地熱、太陽熱
及び雪又は氷を熱源とする熱のうち、給湯、暖房、冷房その他の発電以外の用途に利用するための施設
又は設備を介したもの（次条第二項において「集約した地熱等」という。）を除く。）及び原子力基本
法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質が原子核分裂の過程において放
出する熱とする。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に、「他人から供給された熱及び電気」を「使
用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源と
する熱及び前条に規定する熱を除き、集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及
び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱
源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）」に改める。

第五条第二項中「第二十二条第一項第一号、第三十三条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号」を
「第二十三条第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号」に改める。

第七条中「第二十八条第五項」を「第二十九条第五項」に、「第三十九条第五項」を「第四十一条第五項」に改める。

第八条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「第五十一条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改める。

第九条中「第八十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

第十条中「第一百一条第一項」を「第一百五条第一項」に改める。

第十一条中「第一百四条第三項、第一百二十八条第三項、第一百三十三条第三項及び第一百四十二条第三項」を「第一百八条第四項、第一百三十二条第四項、第一百三十七条第四項及び第一百四十六条第四項」に改める。

第十二条第一項中「第一百九条第一項」を「第一百十三条第一項」に、「第一百五条第二号」を「第一百九条第二号」に改め、同条第二項中「第一百九条第一項」を「第一百十三条第一項」に改める。

第十三条中「第一百十二条第三項」を「第一百六条第四項」に、「第一百六条第三項」を「第一百二十条第四項」に改める。

第十四条中「第一百二十十五条第一項」を「第一百二十九条第一項」に改める。

第十五条中「第一百三十条第一項第一号」を「第一百三十四条第一項第二号」に改める。

第十六条中「第一百三十九条第一項」を「第一百四十三条第一項」に改める。

第十七条中「第一百四十三条」を「第一百四十七条」に改める。

第十八条中「第一百四十五条第一項」を「第一百四十九条第一項」に改め、同条第一号中「燃料を」を「化石燃料又は非化石燃料を」に改め、同条第二十八号中「五〇ボルト」を「五十ボルト」に改める。

第十九条中「第一百四十六条第一項」を「第一百五十条第一項」に改める。

第二十条中「第一百四十六条第三項、第一百四十八条第三項、第一百五十一条第三項及び第一百五十二条第三項」を「第一百五十条第二項、第一百五十二条第三項、第一百五十五条第三項及び第一百五十七条第三項」に改める。

第二十一条中「第一百五十条第一項」を「第一百五十四条第一項」に改め、同条第二号中「又は木製」を削る。

第二十二条中「第一百五十一条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第一百六十二条第一項」を「第一百六十六条第一項」に改め、同条第二項中「第一百六

十二条第一項」を「第一百六十六条第一項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十四条第一項中「第一百六十二条第二項」を「第一百六十六条第二項」に改め、同条第二項中「第一百六

十二条第二項」を「第一百六十六条第二項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十五条第一項中「第一百六十二条第三項」を「第一百六十六条第三項」に、「第四十六条第一項」を

「第五十条第一項」に改め、同項第三号中「にに関する事項」を「及び非化石エネルギーへの転換に関する事項」に改め、同条第二項中「第一百六十二条第三項」を「第一百六十六条第三項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十六条中「第一百六十二条第六項」を「第一百六十六条第六項」に改める。

第二十七条第一項中「第一百六十二条第七項」を「第一百六十六条第七項」に、「第一百三十四条第一項」を

「第一百三十八条第一項」に改め、同項第三号中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第一百六十二条第七項」を「第一百六十六条第七項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十八条中「第一百六十二条第八項」を「第一百六十六条第八項」に改める。

第二十九条第一項中「第一百六十二条第九項」を「第一百六十六条第九項」に、「第一百十七条第一項」を「第一百二十一条第一項」に改め、同項第二号中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第一百六十二条第九項」を「第一百六十六条第九項」に改める。

第三十条中「第一百六十二条第十項」を「第一百六十六条第十項」に改める。

第三十一条中「第一百六十三条第一項」を「第一百六十七条第一項」に改め、同条の表五の項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同表六の項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同表七の項中「第二十五条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同表八の項中「第三十一条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同表九の項中「第三十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同表十の項中「第二十六条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同表十一の項中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同表十二の項中「第四十四条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同表十四の項中「第五十二条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「第十九条第三項」を削り、「第二十一条第一項」を「第二十二条第三項、第二十二条第一項」に、「第二十二条第二項、第二十三条

一項、第百四条第一項及び第二項、第一百二十五条、第一百二十六条、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項及び第二項」を「第百五条、第百六条、第百七条第一項、第百八条第一項から第三項まで、第百二十九条」に、「第百三十一条」を「第百三十二条第一項」に、「第百三十三条第一項及び第二項並びに第百三十七条」を「から第三項まで、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項から第三項まで及び第百四十一条」に、「並びに法第百三十四条第一項」を「並びに法第百三十八条第一項」に、「第百三十五条第四項」を「第百三十九条第四項」に、〔〕並びに第百三十五条第一項」を「」並びに第百三十九条第一項」に改め、同項ただし書中「第百三十条」を「第百三十四条」に、「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十五条第一項」を「第百三十九条第一項」に、「第百三十六条第七項」を「第百六十六条第七項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二十六条第一項」を「第十八条」に改め、「第二十七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項」を「、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条」に、「から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第百八条、第百十条、第百十一条第一項、第百十二条第一

項及び第二項」を「及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第一百十二条に、「及び第二項、第一百二十条」を「から第三項まで、第一百十八条、第一百十九条第一項、第一百二十条第一項から第三項まで、第一百二十四条」に、「第一百六十二条第三項」を「第一百六十六条第三項」に改める。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令

第一条中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（）を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネル

ギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。）に改める。

第三条中「の政令」を「に規定する原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料であつて政令」に、「、コークス炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）」を「及びコークス炉ガス」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第一条第二項のその他政令で定めるものは、アンモニアとする。

第六条第一号中「第九条第一号及び第十条第一号」を「第十条第一号及び第十二条第一号」に改め、同条第二号中「第九条第二号及び第十条第二号」を「第十条第二号及び第十二条第二号」に改める。

第十二条中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「非化石エネルギー源の利用量」を「非化石エネルギー源の利用量又は電気のエネルギー源として利用した化石燃料の量であつて法第一条第四項に規定する措置に係るもの」に、「非化石エネルギー源の利用に」を「エネルギー源の環境適合利用に」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十七条第

一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しつとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第十条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（他の者から調達する電気の量の要件）

第九条 法第十条の政令で定める要件は、前事業年度における他の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給する電気の供給量を二で除して得た量以上であることとする。

（鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正）

第三条 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鉱業法第六条の二の鉱物及び同法第七十条の三の特定鉱物を定める政令

第一号中「そう鉛鉱」を「ビスマス鉱」に、「アンチモニー鉱」を「アンチモン鉱」に改め、第三号中

「アスファルト」を「希土類金属鉱及びアスファルト」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

2 鉱業法第七十条の三の政令で定める特定鉱物は、特定鉱物のうち、海底又はその下に存在するものとする。

(電気事業法施行令の一部改正)

第四条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五十二第三項」を「第二十八条の五十三第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の五十二第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。

第四十五条第三項第二号中「発電用」の下に「若しくは蓄電用」を、「おける発電」及び「その発電」の下に「若しくは放電」を加える。

第四十六条第二項第二号中「第二十八条の五十二第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に、「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十七」に改め、同条第三項の表第十号中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に、「発電用の電気工作物に」を「発電等用電気工作物（法第二条第一項第五号ロに規定

する発電等用電気工作物をいう。以下この号において同じ。）に、「発電用の電気工作物が」を「発電等用電気工作物が」に改め、同表第十二号中「発電用」の下に「又は蓄電用」を加える。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第五条 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第六条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「発電」の下に「若しくは蓄電」を加える。

（首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「発電の用に供する」を「発電用の」に、「の設置を」を「及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を」に改める。

一 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第三条第二十三号

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第六条第二十三号

三 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第二十八号

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令及び文化財保護法施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の」に改める。

一 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第三条第三項第二号

二 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第六項第二号

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第九条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項の下欄第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第五十一条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（電源開発促進税法施行令の一部改正）

第十条 電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び当該」を「及び蓄電用の設備並びにこれらの」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十一條 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理的化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「エネルギーの使用の合理化及

等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第一百一条第二項」を「第一百五条第二項」に改め、同条第三号中「第一百九条第二項」を「第一百十三条第二項」に改め、同条第四号中「第一百十三条第二項」を「第一百十七条第二項」に、「第九十九条第一項」を「第一百三条第一項」に改め、同条第五号中「第一百十三条第二項第二号」を「第一百十七条第二項第二号」に改め、同条第六号中「第一百二十五条第二項」を「第一百二十九条第二項」に改め、同条第七号中「第一百三十四条第二項」を「第一百三十四条第二項」に改め、同条第八号中「第一百三十条第二項第二号」を「第一百三十四条第二項第二号」に改め、同条第九号中「第一百三十九条第三項」を「第一百四十三条第三項」に改める。

第八条第一項の表以外の部分及び同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十七条第一項（同法第四十八条第二項）」を「第二十八条第一項（同法第五十二条第二項）」に、「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項）」を「第四十条第一項（同法第五十二条第三項）」に、「第二十九条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」

る法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十七条第一項又は第三十八条第一項」を「第二十八条第一項又は第四十条第一項」に改め、同条第二項中「よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「よりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同項の表第二十九条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第一号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項（同法第一百三十六条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百

七条第一項（同法第百四十条第一項）に、「第一百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項）」を「第一百三十一条第一項（同法第百四十条第二項）」に、「第一百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項）」を「第一百三十六条第一項（同法第百四十条第三項）」に、「第一百四十二条第一項（同法第百三十六条第三項）」を「第一百四十五条第一項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第一百三十三条第一項（同法第百三十六条第二項）」を「第一百七条第一項（同法第百四十条第一項）」に、「第一百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項）」を「第一百三十二条第一項（同法第百三十六条第二項）」に、「第一百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項）」を「第一百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項）」に、「第一百三十四条第一項（同法第百三十六条第三項）」を「第一百三十四条第二項（同法第百三十六条第三項）」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同条第四項の表以外の部分中「エネルギーの使用の合理化等に第一項又は第一百四十五条第一項」に改め、同条第四項の表以外の部分中「エネルギーの使用の合理化等に

「非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百十五条第一項（同法第百十九条第二項）」を「第百十九条第一項（同法第百二十二条第二項）」に、「第百十三条第二項第二号」を「第百十七条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギー」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギー」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギー」への転換等に関する法律第百十九条第一項を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十二条第一項」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十二条第一項」に改め、同条第八項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第三項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項）」を「第百三十六条规定（同法第百四十四条第三項）」に、「第百三十三条第二項第二号」を「第百三十四条第二項第二号」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギー」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギー」への転換等に関する法律第百三十二条第一項を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項」に改める。

別表第七の六の項の中欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は廃棄物燃料の使用」を削り、同項の下欄中「次に掲げる」を「環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間ににおいて焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した」に改め、同欄のイ及びロを削る。

別表第八の一の項の下欄中「廃棄物燃料」の下に「（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）」を加える。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十二条 次に掲げる政令の規定中「発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物）を「発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物）に、「発電」を「発電又は放電」に改める。

一　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号イ

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十一号）第三条第二十号ト

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「発電所」を「発電用若しくは蓄電用の施設」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項第九号及び第十号中「平準化」を「最適化」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十二の項中「第十一条第一項第十九号」を「第十一条第一項第二十二号」に改める。

(国土交通省組織令及び薬事・食品衛生審議会令の一部改正)

第十六条 次に掲げる政令の規定中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

一 國土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第一百二十二条の二第六号

二 薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）第一条及び第六条第一項の表薬事分科会の項第二号

(財政制度等審議会令等の一部改正)

第十七条 次に掲げる政令の規定中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百十二条第三項及び第一百六条第三項」を「第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第一百二十条第四項」に改める。

一 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事

業等分科会の項第三号

二　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項第一号及び第八条第四項

三　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条

（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第十八条　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第六条第一項の表基本政策分科会の項第三号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同表省エネルギー・新エネルギー分科会の項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する

法律」に改める。

(交通政策審議会令の一部改正)

第十九条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ
ルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第六条第一項の表交通体系分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四条第
三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二
条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百八条第四
項、第百十六条第四項、第百二十条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項及び第百四十六条
第四項」に改め、同表技術分科会の項第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネル
ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十八条第五項、第三十九
条第五項、第百四十六条第三項及び第百四十八条第三項」を「第二十九条第五項、第四十一条第五項、第
百五十条第三項及び第百五十二条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の際現に希土類金属鉱を掘採している者又はその承継人は、この政令の施行の日から起算して一年間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正)

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）の一部を次のよう改正する。

第七条第五項第七号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」に改める。

理 由

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定事業者の指定に係るエネルギーの年度の使用量に非化石燃料の量を含めることとする等、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。